

# みき 市議会だより

# 191

令和5年7月20日  
発行：三木市議会  
三木市上の丸町10番30号  
TEL 82-2000 (代)  
編集：市議会だより編集委員会

## 6月 定例会



▲ 市と連携協定締結企業団体がコラボしたイベント「みき健康ミニフェスタ」を開催（7月9日撮影）

### ◆おもな内容◆

P2~3

- 定例会の動き
- 議案等の審議結果
- 意見書
- 人事案件

P4~15

- 賛否が分かれた案件
- 質疑・一般質問
- 令和4年度政務活動費収支報告

P16

- 全国市議会議長会より表彰
- 9月定例会のお知らせ

**住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり3万円を支給するための補正予算を可決**

第376回6月定例会市議会は、6月1日から28日まで28日間の日程で開かれました。

1日には、三木市職員特殊勤務手当に関する条例の一部改正、令和5年度一般会計補正予算等の議案5件が提案されました。

なお、今回の補正予算は、電力・ガス・食料品等の価格高騰が続く中、家計への影響が特に大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円を支給するため必要となる経費などが、その主な内容です。

また、13日、16日及び19日には、質疑・一般質問を行いました。

28日には議案5件のうち2件を賛成多数で、3件を全会一致で可決しました。さらに、市長から追加提案された人事案件1件について、全会一致で同意しました。さらに市長から小・中・特別支援学校の2学期・3学期の給食費を無償化するための補正予算等2件の議案が追加提案され、いずれも全会一致で可決しました。

さらに、請願2件について、1件を賛成多数で採択、1件を全会一致で採択するとともに、議員から提出された意見書案1件を全会一致で可決しました。

## 定例会の動き

6月1日【本会議】

■開会 ■会期決定 ■議案の提案説明

6月13日・16日・19日【本会議】

■質疑・一般質問  
■議案・請願等の付託先決定

6月28日【本会議】

■議案の討論、採決 ■追加議案の提案説明  
■追加議案の付託先決定

6月28日【本会議】

■追加議案の採決 ■請願の討論・採決  
■意見書案の提案・採決 ■閉会

6月21日・22日【常任委員会】

■議案・請願の審査

6月27日【常任委員会】

■審査報告書の検討

6月28日【常任委員会】

■追加議案の審査  
■追加議案に係る審査報告書の検討

## 議案等の審議結果

### 三木市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが季節性インフルエンザ等と同等の分類である5類感染症となり、人事院規則に定める防疫手当(特殊勤務手当)が廃止されることに伴い、市においても条例に規定した防疫手当の特例を廃止するため、所要の改正を行う。

可決  
(全会一致)

条  
例  
等

### 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について

道路交通法に電動キックボードを主な対象とする「特定小型原動機付自転車」区分が新設されたことにより、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税(種別割)の税額を2,000円とし、令和6年度から適用するため、所要の改正を行う。

可決  
(全会一致)

### 三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行う。

可決  
(全会一致)

### 工事に関する協定の締結について

(仮称)三木スマートインターチェンジの建設事業に伴う工事に関する協定の予定価格が条例に定める基準以上となったため、議会の議決を求める。

可決  
(賛成多数)

### 令和5年度三木市一般会計補正予算(第2号)

予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,065万円を追加し、358億8,592万円とする。

(内容)

・電力・ガスや食料品等の価格高騰が続く中、家計への影響が特に大きい低所得世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給するために必要な経費を追加。

[2億7,775万円]

可決  
(賛成多数)

予  
算



- ・一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、消防団機動隊の防火衣を整備するとともに、口吉川ふれあいまちづくり協議会のやぐらステージの購入を支援するための経費を追加。〔290万円〕
- ・市民からいただいた寄附金を基金に積み立てる。〔1,000万円〕
- ・大規模改修を予定しているクリーンセンターについて、改修工事と運営を一括して委託する方が総事業費を縮減できることから、改修工事及び運営に係る債務負担行為を新たに追加。〔債務負担行為〕

### 令和5年度三木市一般会計補正予算(第3号)

予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,702万円を追加し、360億3,294万円とする。

(内容)

- ・物価高騰による子育て世帯の家計への負担を軽減するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内の市立小・中・特別支援学校に通う児童生徒の令和5年度2学期・3学期分の給食費等を無償にするための費用を追加〔1億4,702万円〕

可決  
(全会一致)

### 令和5年度三木市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

可決  
(全会一致)

人事

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

同意  
(全会一致)

請願

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための2024年度政府予算に係る意見書採択の請願

採択  
(全会一致)

三木市高齢者温泉施設等利用助成制度の復活を求める請願

採択  
(賛成多数)

意見書

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

可決  
(全会一致)

#### 政府に要望 (要旨)

下記の事項を政府に要望しました。

(令和5年6月28日可決、同日提出)

#### ◆教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革及び長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

### 人権擁護委員の推薦に同意

任期満了に伴い、藤田加代子氏(吉川町奥谷)、米村隆氏(細川町豊地)の2名を再び推薦し、善村龍昭氏(福井)、中西千津江氏(平田)、永畑秀樹氏(志染町広野)の3名を新たに委員として推薦することに同意しました。

賛否が分かれた案件

賛成=○ 反対=●

件名	志誠会 (5名)				公政会 (3名)			市民クラブ (3名)		公明党 (2名)		日本共産党 (2名)		日本維新の会	議決結果	
	大西秀樹	堀元子	岸本和也	川端敦子	戸田昌樹	中尾司郎	初田稔	泉雄太	西垣弘志	又吉健二	古田寛明	内藤博史	松原久美子	大眉均		板東聖悟
令和5年度三木市一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	可決
工事に関する協定の締結	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	可決
三木市高齢者温泉施設等利用助成制度の復活を求める請願	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	採択

※1 松原久美子議員(公明党)は議長職のため、表決権はありません。



# 質疑・一般質問

6月13日、16日、19日に質疑・一般質問が行われ、9人の議員が質問に立ち、議案をはじめ市政全般にわたり理事者の考えをただしました。その内容の一部を要約して掲載します。

**志誠会**  
**戸田昌樹 議員**

【質疑】

- ・三木市一般会計補正予算

【一般質問】

- ・農業の地域計画
- ・不登校対策
- ・パートナーシップ制度

## 不登校対策

**問** ①三木市の対策と効果、目標

②義務教育後の長期的なサポート

③民間との連携方法と今後

**答** ①不登校児童生徒が将来、社会的に自立することを目標に、三木市不登校対策ア

クシヨンプランを策定し、不登校の未然防止や早期対応を図るとともに、一人一人の現状に応じた個別最適な支援を行うための組織体制の構築に取り組んでいる。

具体的には、不登校が生じない魅力ある学校づくりをめざし、児童生徒が学習内容を確実に身につけることができよう指導方法や指導体制を工夫・改善し、個に応じた学習指導の充実を図っている。

また、ICTを活用した健康観察による予兆の早期把握や(※1)I K O K A マニュアル等による欠席時の早期対応など、初期段階から組織的、計画的な支援を行っている。

さらに、不登校児童生徒一人一人に応じて、みつきいルームや校内支援教室など多様な教育機会を確保し、支援に努めている。

取組の主な成果として、令和4年度に不登校状況に改善傾向が見られた児童生徒数は、1学期18名、2学期46名、3学期48名となっている。

引き続き、不登校児童生徒を見守りつつ、それぞれの不登校の理由に応じて児童生徒が主体的に学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、家庭や関係機関等と連携し適切な支援や働きかけ、環境づくりに努めていく。

②現在、教育センターでは、教育相談と青少年悩みの相談の2つの事業を通じて義務教育終了後も継続してサポートを行っている。

両事業とも電話及び面談による相談を行っており、保護者も相談対象としている。義務教育終了後も状況に応じて相談を中心とした途切れのな

い長期的、継続的な支援を行っている。

③民間施設を利用してしている児童生徒については、教育委員会と児童生徒の在籍校の校長が視察を行い、活動状況等を確認した上で出席扱いとしている場合もある。

現在、数名の小中学生が市内のフリースクールを利用しており、その大部分が出席扱いとなっている。

今後、民間施設を利用する児童生徒が増えることも考えられるため、引き続き、施設の視察を行い、学校との情報共有の方法などを確認し、連携を進めていく。

**問** 令和5年度に国において「(※2)COCOLOプラン」が取りまとめられたが、市はどの程度把握しているか。また、「COCOLOプラン」に沿った取り組みをされているか。

**答** 「COCOLOプラン」については、これまで取り組んできたことの総括的な

取組が示されている。

現在、市で行っている取組について、「COCOLOプラン」を基に再確認し、継続していくことと新たに組み入れることを検討していく。

**問** 「COCOLOプラン」では、スペシャルサポートルームという、落ち着いた空間で学習や生活ができる環境を学校内に設置するとあるが、市の状況を問う。

**答** 市では、校内支援教室と総称し、各学校ごとに取り組んでおり、個々の児童生徒に応じた学習支援等を行っている。子どもたちの状況によって教室内の形を変えたり、必要なものを準備しており、できる範囲でその子どもに寄り添った状況を作っていくたいと考える。

**問** タブレットを活用して授業をする取組は検討されているか。

**答** 現在、校内支援教室や家庭において、教室での授業の様子などをタブレットで

視聴しながら学習している子どももいる。

今後は、状況を見ながら取組について研究していきたいと考えている。

(※1)IKOKAマニユアル 市教育委員会が定めた不登校予防、早期対応に焦点化したマニユアル  
(※2)COCOLOプラン 文部科学省が取りまとめた、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策

## 公公会

### 泉 雄太 議員

#### 【一般質問】

- ・三木市高齢者温泉施設等利用助成
- ・三木市の土地利用
- ・中央公民館等公共施設の再編
- ・三木市の道路行政

## 三木市の土地利用

**問** ①三木市は令和5年度から市街化調整区域の土地利用計画の変更を実施しようとしているが、その必要性

②市街化調整区域での地区計画策定についての市の考え  
③令和4年度末に県が区域区分の見直しの考え方を示し、三木市はその対象となっているが、その内容と目的

④区域区分廃止の市の方向性  
⑤区域区分を廃止した先進事例の調査

⑥近隣市では既に区域区分廃止に向けた調査に予算をつけているが、市は区域区分の見直しの検討を今後どのように行うか、また、市議会への報告、市議会の意見反映はどのように行うか

**答** ① 現行の三木市土地利用基本計画は、平成25年2月に策定したが、社会構造の変化等に対応するため、市街化調整区域の土地利用計画の見直しを行い、地区計画や特



別指定区域制度の活用を検討していく。

また、県において市街化調整区域における適正な土地利用や区域区分の見直しの考え方が示されたことを受け、区域区分が廃止された場合においても、地域の特色に応じた地区計画や特定用途制限区域などの手法を用いた土地利用コントロールを行い、適正な土地利用を図る必要がある。

②地区計画とは、都市計画法に定められた制度で、地域のまちづくりの目標に合わせ地域の特性に応じたルールを定めることができる制度である。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、新たな開発を制限する区域である。

しかしながら、人口減少や高齢化、産業構造の変化が起きている現代において、集落の活力低下や、地域経済の低下などが課題となっており、地域の実情に応じた適正な土地利用を図るため、地区

計画を含めた制度を活用し、課題解決を進めていきたい。

③地域の活力を維持し、新たな土地利用ニーズに迅速に対応するなど、市町が主体となつてまちづくりができる仕組みが必要という観点で、区域区分の廃止を含めた見直しの考え方を県が示している。

三木市の位置する東播の都市計画区域の内陸部については、原則区域区分を設定するが、市町が区域区分と同様の土地利用コントロールを行う場合は設定しないことも可とされている。

④区域区分の廃止も一つの選択肢としてしっかりと検討する必要がある、廃止した場合のメリット、デメリットの整理を進めていきたい。

また、対象地区に説明を行う予定であり、十分に意見交換を行いたい。  
⑤県が既に区域区分を廃止した事例を調査した資料によると、廃止に伴い大きく人口が増加した市はないこと、廃止

直後に開発が増加したが、その後、廃止前の水準に落ち着いている市が多いこと、規制が弱いと旧調整区域において無秩序な開発等の問題が発生していること、安価な土地への開発が顕著になり、基盤整備が必要となることなどの影響がまとめられている。

これらの事例も参考に、必要に応じて市独自の調査も行ってほしいと考えている。

⑥区域区分の見直しの検討は庁内関係部署で行う必要がある、令和5年1月に庁内検討会を設置し、各部署で調査検討を進めている。

令和5年度の予算で区域区分の見直しに係る予算を計上しており、専門的なアドバイスや資料作成が必要な場合は委託業務等を発注したい。

また、議会への報告は進捗に合わせて行うとともに、意見も併せて伺いたいと考えている。

**問** 仮に区域区分を廃止する場合の調査や検討のスケ

**ジュールを問う。**

**答** 県が行っている都市計画直しは令和7年度末を目標としており、それに合わせるには令和5年度中に区域区分の要否を決定する。廃止する方針となれば、区域区分に代わる土地利用コントロール手法について検討を進める必要がある。

**問** 区域区分の見直しにあたり、市民へ周知のための資料作成やホームページの掲載について問う。

**答** 調整区域の土地利用については、非常に複雑な制度であり、どのような資料が適切か、今後検討していく。



## 市民クラブ

### 又吉健二 議員

#### 【一般質問】

- ・ 小中一貫校の推進
- ・ 不登校対策
- ・ 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援

## 小中一貫校の推進

### 問 ①三木市がめざす小中一貫校の在り方

- ② 教育内容と施設一体型小中一貫校設置の方向性
- ③ 「（※1）特認校制度」施策の活用可否
- ④ 吉川地区に設置予定のモデル校の場所と設置時期
- ⑤ 市が発展的統合となる吉川高校の跡地活用を小中一貫校用地として活用すること

### 答

① 小中一貫校推進により、子どもが自分らしく生きるために必要な学力や共に生きる力、健やかな心と体といった資質の育成をめざす。

また、現在、すべての中学校区で行っている小中一貫教

育をさらに充実させていくとともに、施設一体型小中一貫校による、より質の高い教育の実現をめざす。

② 令和5年5月の三木市総合教育会議において、施設一体型小中一貫校を吉川地域に設置する方針を決定した。施設一体型小中一貫校では、同じ空間で9学年の子どもたちが集い、学ぶことで、幅広い年齢層の人間関係の中で多様性にふれ、協働する資質や社会性を効果的に身につけることができる。

また、小・中学校の教職員が常に協働できる環境は、9年間のつながりのある授業づくりや子どもたちの実態に即した見守りや支援を行うことができる。

③ 三木市小中一貫教育推進協議会の意見書には、附帯意見として吉川に設置をめざす学校は特認校制度の導入を検討する必要があるとされており、市内からの就学希望者の受入れを、今後前向きに検討

する。

④ 候補地については、教育委員会ですべての候補地のメトリットや課題を集約しながら選定の準備を進めている。今後、学校のコンセプトづくりや候補地の検討等について意見をお聴きするために、地域住民や保護者、学校関係者などで構成する地域組織の立ち上げをめざすとともに、子どもたちにとってより良い教育ができる最適な場所を検討していく。

設置時期は、児童生徒数の減少等の状況を考慮し、できるだけ早く設置できるように努める。

⑤ 吉川高校は、現中学3年生が令和6年度に入学し、令和9年3月に卒業した時点で閉校となる。現在、吉川高校は兵庫県在所管であるため、三木市が跡地を学校施設の候補地として検討する必要がある場合、早急に兵庫県との協議や調整が必要であると

（※1）特認校制度 従来の通学区分は残したまま、教育委員会が指定する学校については、通学区域に関係なく市内どこからでも就学を認める制度。



## 志誠会

### 川端敦子 議員

#### 【一般質問】

- ・ 高齢者福祉
- ・ 市内の有料施設
- ・ 青山7丁目団地再耕プロジェクト
- ・ みつきい健康アプリ

## 高齢者福祉

## 問

### ① 老人クラブ

ア 三木市老人クラブ連合会の現在の状況と近年の推移

### イ 近隣市の状況

ウ 会員の高齢化、新規会員の減少をどう捉えているか  
エ 老人クラブを休会している地域への支援や存在しない地域への設立推進活動

### ② 温泉施設等利用助成券

ア 廃止による市民の反応

イ 助成制度の再開や別の出支援策

③ 高齢者のスマホ利用を普及・促進させる方法

## 答

① ア 三木市老人クラブ連合会は、令和5年4月

1日現在で、クラブ数76、会員数4千65名、加入率13・3%、平均年齢79・9歳である。この5年間で22クラブ、1千5百10名の減少となっている。

イ 近隣市の状況は、令和5年2月1日時点の三木市を含む北播地域の平均加入率は28・2%となっている。加入

率は、すべての市町で5年前と比べて5%程度減少している。

ウ 老人クラブは地域に密着した生きがいづくりの場であり、引き続き重要な役割を担っていたと考えている。そのため、県に随伴して補助金を交付するとともに、市単独で補助金を上乘せし活動を支援している。また、令和5年度から補助対象となる活動に会員加入促進活動を新設し、地域の老人クラブの活動を知っていたくため、広報活動や会員以外の方にも老人クラブの教養講座やグラウンドゴルフなどを体験してもらうための経費も補助対象とした。

エ 現在、市には高齢者に限らず障がい者・児童その保護者並びに閉じこもりがちな方々が、地域の中で生き生きとした生活を送ることを目的としたサロン活動を運営される団体に対して補助金を交付する制度がある。この制度を

利用し、高齢者の外出や地域との交流を図ることができる。居場所づくりに活用できる。

また、市は高齢者福祉センターや10地区の市立公民館において様々な講座や教室も開催しており、これからも利用していただきたいと考えている。

② ア 4月から5月にかけて実施した高齢者バス等運賃助成券交付手続の際に、廃止に關して何件かの御意見があったが、廃止に至った経緯を丁寧に説明したところ、おおむね理解いただけている。

イ みつきい☆健康アプリのほか、令和5年度から高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するみつきい☆シニア健康サポート事業など様々な事業を開始している。

また、介護予防事業として、みつきい☆いきいき体操やふれあいサロン活動の費用助成も身近な地域での高齢者の外出や健康づくりに役立っているものと考えている。

③ 地域のデジタル化部会を設置して、高齢者の方などを対象として（※1）デジタルデバイド対策の取組を行っている。

令和4年度からは兵庫県のデジタルデバイド対策事業も利用して、高齢者やスマートフォンを利用したい方を対象にスマホ教室を3回開催し、44人の参加があった。

講習内容については、スマートフォン等の基本的な利用方法やアプリの説明等を行った。また、最後には市の担当者のみつきい☆健康アプリの説明も行った。

令和5年度は、さらに国の事業も利用してスマホ教室を開催する予定としており、一度説明を聞いて忘れてしまった方や利用に不安がある方についても、きめ細やかな対応を行っていききたいと考えている。

（※1）デジタルデバイド デジタル技術を使える人と使えない人の格差のこと。





公明党

内藤博史 議員

【質疑】

・三木市一般会計補正予算

【一般質問】

・地球温暖化対策実行計画

・投票支援

・中央公民館等複合施設整備

備

・不登校対策「COCOLO

プラン」を受けての市の取

組

・孤独・孤立対策

## 投票支援

### 問

①マイナポータル「ぴつたりサービス」を活用し

た不在者投票用紙等の請求

②投票所で障がい者や高齢者などを手助けする「投票支援カード」や「コミュニケーションボード」の導入

③商業施設や公民館などに期日前投票所を設置した投票しやすい環境づくり

④郵便投票対象者以外の方で移動に支障がある方への支援策

### 答

①「ぴつたりサービス」

を利用した不在者投票用紙等の請求は、市外に滞在する方が不在者投票の投票用紙を請求する際、書面ではなくマイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用しマイナポータルからオンラインによる請求ができるサービスである。

市では、まだ導入できていないが、選挙人の利便性向上の観点から導入に向けた準備を進めていく。

②投票支援カードは、障がい者等が投票時に支援が必要な内容を記載し、投票所で係員

に提示するもので、コミュニケーションボードには、イラストや文字が記載されており、投票所でよくある質問や問合せ等の内容を指で指すことにより、円滑なコミュニケーションを図るためのものである。これらを活用することで、投票方法などが分かりやすく伝わり、投票しやすい環境になることが期待できる。

市においても、他市の事例などを参考に、直近の選挙から導入する。

③市では、投票日当日に投票に行けない方に利用していた

だく期日前投票所を市役所と吉川支所の2か所に設置しているが、近年、期日前投票を利用される方の割合が増加しており、期日前投票所の増設は利便性の向上、投票率の向上につながる手段の一つであると考える。

期日前投票所の増設により一定の効果が見込める場合には、増設する地域を選定した後、増設場所について、商業施設や公民館も含めて検討していく。

④郵便投票ができるのは一部の重度障がい者等に限り、すべての障がい者や高齢者の方が利用できる制度ではない。

現在と10年前の市の人口を比較すると、全人口は減少している一方で、75歳以上の人口は増加しており、自力で投票所へ行くことができない選挙人の数も一定数増加していると考ええる。

このような中、障がい者や高齢者など移動に支障がある方に投票いただく手法として、投票所までのバスやタクシーを確保する「移動交通支援」や、あらかじめ指定する日時、場所に投票所の機能を備えた車を開設する「移動式期日前投票所」などが考えられる。

移動に支障のある方への投票支援については様々な選択肢から対策を検討していく。

9

**問** マイナポータル「ぴったりサービス」を活用した不在者投票用紙の請求について、いつから導入されるのか。

**答** 「ぴったりサービス」を利用するためには、市が定型フォームを作成し、ホームページで公開する必要があるが、直ちに執行される選挙から導入できるように進めていく。

**問** 投票支援カード、コミュニケーションボードの導入については、事前に周知することが重要だと考えるが、その周知方法について問う。

**答** 選挙執行のたびに発行する広報みき選挙特集号や市ホームページなどを活用して、周知を図る。

**問** 期日前投票所の増設について、投票の機会を創出することは重要であるため、まずは所からでも実施すべきではないか。

**答** 投票の機会が増えるという点において、選挙人の利便性の向上につながると考

えるが、システム環境整備やセキュリティ対策が必要となることから、関係部署と協議を進めていく。



### 日本共産党

#### 板東聖悟 議員

##### 【一般質問】

- ・ 学校給食
- ・ 中央公民館周辺の活性化
- ・ ビジョン
- ・ 使用料・手数料の見直し
- ・ マイナンバーカードの公金受取口座

### 学校給食

#### ① 学校給食審議会

ア 審議会ができた経緯

イ 審議会の内容と出された意見

ウ 今後の予定

② 学校給食をより良くするための請願の採択を受けて

ア 農薬や化学肥料、食品添加物をできるだけ使わない食

材（米、野菜、国産小麦）を用いた給食の提供

イ 児童生徒が土作りから収穫までを体験する機会の検討

③ 学校給食の無償化

ア 国や県、全国の地方自治体の動き

イ 三木市がコロナ対策として期間を限定して無償化をした理由

**答** ①ア 社会や生活環境が変化し、今般の急激な物

価高騰により、これまで通りの学校給食を維持することが困難となった。

そこで、市として食育や給食が子どもたちにとってどうあるべきかを整理、検討し、政策に反映させていく必要があると考え、三木市学校給食審議会を設置した。

イ 学校給食審議会に対し

て、三木市学校給食基本方針の策定、三木市学校給食費の改定、三木市学校給食に関する課題についての3点を諮問

している。

第1回目と第2回目の審議会では学校給食の現状を説明し、給食基本方針、給食費改定の2点について審議した。

委員の意見としては、給食費の値上げで献立や食材がよくなれば問題はない、委員である栄養教諭からは、物価高騰が続き食材が限られ献立の幅が狭くなっている、また、基本方針である県産の食材を積極的に取り入れ、地産地消を促進するため、輸入小麦粉を県産小麦粉に変更する案が妥当という意見が多くあった。

ウ 今後は、第3回目の6月16日に審議会から答申を受け、年度内にあと2回、合計5回の開催を予定している。

②ア 学校給食審議会において、輸入小麦粉から県産小麦粉に変更することについて審議中である。

食品添加物については、給食で提供するベーコンやウイーンナーは、できる限り発色剤

を使用していない食材を選定している。

また、学校給食では市内産の食材を主体として地産地消を促進している。市内で学校給食に使用できるだけの量の有機農産物を栽培可能かどうかの検証も必要となるため、関係機関等と協議していく。

イ 小学校では、生活科や理科などの授業でサツマイモ、ジャガイモ、大豆、米などを作っており、中学校では技術の授業で豆苗などを栽培している。これらは教科の学習に加え、環境教育や食べ物の大切さ、新鮮で安心な食材の価値を学ぶ食育の分野においても重要な学習活動となっている。

今後は、土を作るところからの栽培活動を計画するなど、発達段階に応じて環境保全への関心や主体性を育成し、健康な食生活について考える機会を確保できるように努めていく。

③ア 国は、学校給食費の無

償化の実現に向け、全国ベースでの学校給食の実態調査を行い、1年以内に結果を公表する予定としている。

県内の市で給食費の完全無償化をしているのは、加西市、相生市、中学校のみを無償化しているのは明石市、たつの市となっている。

また、第3子以降を無償化しているのは、姫路市、赤穂市、宍粟市となっている。

イ コロナ禍における原油・物価高騰対策として、支援が行き届いていない子育て世帯を支援するため、国の交付金を財源として市内小中学校、特別支援学校の給食費無償化を行うことを決定した。

**問** PTAの方々が給食費無償化を訴えている中で、どうして値上げをしたのかといった意見もあったと聞いているが、そういう意見はどのように尊重されるのか。

**答** 審議会において、保護者代表の方から給食費無償化についての質問はあった

が、市の給食改定分の質問ではなく、国全体が無償化に向けて進もうとしているが、市としてどういう方針であるかという質問であり、国の動向に注視しながら国の支援策を活用していくと回答している。

**問** 児童生徒に対してはどのような意見聴取をしたのか。

**答** 児童生徒から給食費について意見聴取することは予定していない。保護者が構成員である審議会から意見を賜りたいと考えている。

**問** 市内産野菜の使用や農薬、化学肥料等を使わない有機野菜を使うと保護者の負担が増えるのでは。

**答** 市内産野菜については、地産地消推進の観点から令和5年度は市場価格の差額である年間350万円を市が補助している。市内産野菜を増やすのであれば、市の補助を検討していただく必要もある。

しかし、有機野菜を使用する場合は、もっと高額となり、保護者負担も増えるため、審議会ですらうしていくか考えていかなければならない。



### 市民クラブ

### 西垣弘志 議員

#### 【一般質問】

- ・令和5年度施政方針
- ・職員の採用及び勤務条件
- ・地域の魅力を高めるまち
- ・三木市公共施設再配置計画

### 地域の魅力を高めるまち

**問** 「地域の魅力を高めるまち」の推進に向けて山田錦で作られた日本酒の振興、三木金物ブランド戦略の推進に関して

①地域計画（農業）における



## 山田錦以外の作物の位置づけ

### ② 大工道具を製造する職人の

#### 継承

### ③ ユネスコ無形文化遺産との 連携

**答** ① 地域計画の中では、地域における作物の生産や栽培方法などを各地域で決めていくことが可能となっている。

そのため、重点振興作物などの情報を地域へ提供し、山田錦以外の作物を考える際に選択肢の一つとして検討していただき、水田を守りながら、水稻以外の高収益作物を生産することで、より安定した農業経営ができるよう支援を行っている。

市では、山田錦以外の作物の振興策については、黒大豆、イチゴ、菊、別所のレタスとタマネギ、志染ナスを重点振興作物に指定している。これら以外の一般作物も含め、出荷販売された方を対象に水田活用推進補助金を給付することで支援している。

本市においては、山田錦を使用した焼き菓子販売している事業所や、加工団体が黒大豆を使ったみそを直売所で販売している事例、黒大豆の生産者がJAと連携して独自の販売ルートを確認されている事例もある。

市としては、こうした取組の裾野を広げていくことが課題であり、目標になると考えている。

6次産業農作物の加工品の販売拡大に向けて支援に取り組んでいきたいと考えている。

② 業種ごとの事業者数については、三木工業協同組合の各部会に所属している事業所として、鋸部会が20事業所、鑿部会が14事業所、鉋部会が4事業所、鋳部会が19事業所、小刀部会が7事業所となっている。

現在、技術継承、後継者育成への支援については、三木金物後継者育成支援事業として、育成事業者及び研修者への補助、三木工業協同組合が

実施している後継者育成セミナーへの補助を行っている。

しかしながら、近年の後継者問題に対する根本的な解決には至っていないと認識している。後継者が不足すると伝統的工芸品の供給低下、鍛冶屋技術の損失にもつながる。同様に、伝統的工芸品の各産地においても深刻な問題となっている。

ほかの産地の後継者不足解消に向けた事例を参考に、金物関係団体とも連携して、国や県のような支援等を確認しながら、後継者問題解決に向けて取り組んでいく。

③ 日本の伝統建築技術については、保護すべき伝統建築工匠の技として、令和2年にユネスコ無形文化遺産に登録されている。

また、麹菌を使った伝統的酒造り技術についても、無形文化遺産への登録を目指し、提案書が提出されているところである。

大工道具製造の技術を含む

三木金物や酒米山田錦を産業として振興し、継承していくことは、ユネスコ文化遺産に対する保護措置と同じく重要であると考えている。

伝統建築技術には大工道具、酒造技術には原材料としての酒米が不可欠である。世界的に重要と認められた建築技術や酒造技術を下支えする大工道具である金物、酒米山田錦のPRを行うことで、違った観点からも金物や酒米山田錦の良さを情報発信し、後継者や担い手の育成につながるように検討していく。



イラスト：こゆり

日本共産党

大眉 均 議員

【質疑】

- ・三木市一般会計補正予算
- ・工事に関する協定の締結

【一般質問】

- ・農業の振興策

## 農業の振興策

### 問 ①「(※1) 地域計画」の策定

- ア 市内の集落での計画策定の取組状況と市の支援体制
- イ 地域計画の要件として三木市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想や農林水産省令の基準などに合っていることが求められているがその内容
- ウ 家族農業・兼業農家の位置づけ
- ②今後の三木市の農業振興計画
- ア 計画の策定
- イ 新規就農者の育成支援
- ウ (※2) 有機農業の推進

### 工 農業者と消費者との交流

①ア 令和5年4月に該当集落を対象に「地域計画」策定の説明会を実施した。

「地域計画」策定の取組に対する意向調査の結果、約半数の地区から策定に前向きな回答をいただき、11地区について策定に向けて集落での協議が始まっている。意向調査において策定が困難等の回答をいただいた地区関係者に対しては、策定に取り組んでいただけよう継続的に働きかけていく。

また、支援体制については、農業振興プランナーとして農業従事者への支援経験を持つ職員を配置し、関係機関と定期的な情報共有を行う。イ 農業経営基盤強化促進法の施行規則において、①集落内で何を主な農畜産物とするか②どのように農用地等を利用していくか③効率的な農業経営の担い手の集積目標④農用地の利用の集約化や集団化の目標⑤これらの目標を達成

するための取組、①～⑤を地域計画の中で定めることが求められている。

また、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とは、農業経営基盤強化促進法第6条において、市町村が定めることとなっており、地域において育成すべき多様な農業経営の目標や農業経営者に対する農用地の利用目標などを総合的に定めるものである。改正法が令和5年4月1日に施行され、これまでの「基本構想」に担い手確保や育成に関する事項と地域計画に関する事項を追加記載し、農業経営基盤の強化に向けた目標、認定農業者の指標、認定新規就農者の指標、農用地利用の集積に関する目標の4点の見直しを行っている。

「基本構想」で定める6点の事項は、兵庫県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の改正を受け、本年9月末をめどに改正を行う

ていく。

ウ 地域計画の中では、認定農業者や集落営農組織、専業農家だけでなく、多様な担い手を位置づけることが可能となっている。そのため、10年後に農地を担われている方であれば、家族で農業をしている方も、兼業農家の方も、地域計画の中で将来の担い手として位置づけていく。

②ア 今年度は、農業経営基盤強化促進法の改正を受け、基本的な構想の見直しを行う。今後、市内農業者の状況や農業を取り巻く社会の情勢、また、兵庫県が示すビジョン、市の農業振興地域整備計画や「基本構想」なども十分に検証し、必要があれば農業振興計画の策定を検討していく。イ 基本構想の中で認定農業者や認定新規就農者が目指すべき所得額などの目標値を定めるほか、市の考える安定的な農業経営の指標として、経営規模や生産方式、農業従事者の対応等の事例を定める。

就農前の支援として、就農相談会において、就農の意向を聞いた上で、その方に合う就農方法の提案やアドバイスを行っている。就農後の支援として、主に農業に必要な初期投資費用を少しでも抑えられるよう、国の補助金を活用する形での支援や就農後のヒアリングを実施している。

ウ 有機農業セミナーなどに参加されている市内農業者の方に対し、既に有機農業を行っている農業者のところへ視察研修などを行い、さらなる理解を深める場を提供するよう努める。また、有機農業を将来の営農方法の選択肢の一つとして検討していただけるよう支援をしていきたい。

エ 非農家の方に農業に関心をもってもらうために、みつきい援農隊制度と市民農園の運営管理を行い、非農家の人に農業に触れる機会を創出している。

みつきい援農隊では、非農家向けに、黒大豆枝豆、サツ

マイモなどの植付けや収穫体験ができるオーナー制事業などを行っている。

今後も、農業に関心を持ってもらうための仕掛けづくりを進めていく。

（※1）「地域計画」 農業経営基盤強化促進法第19条に基づき、市町村が農業者等と協議した結果を踏まえて農業の将来のあり方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し公表したものの。

（※2）有機農業 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。



### 日本維新の会

### おぎはら吉江議員

#### 【一般質問】

- ・ 財政健全化
- ・ 公立小学校、中学校での英語教育の推進
- ・ 高齢者の居場所づくり
- ・ 人口減少局面における社会増対策
- ・ 観光産業振興

### 財政健全化

**問** ①令和3年度、令和4年度の財政基金、減債基金の取崩し状況及び基金の残高

②財政再建の考え方

**答** ①財政基金については、令和3年度、令和4年度

とも取崩しは行っていない。一方、令和3年度に4千60

0万2千円、令和4年度に4億6千912万8千円の積立てをそれぞれ行っている。この結果、令和4年度末における財政基金の残高は約29億5千万円となる見込みである。

次に、減債基金についても、令和3年度、令和4年度とも取崩しは行っていない。

一方、令和3年度に4億740万5千円、令和4年度に138万円の積立てをそれぞれ行っている。この結果、令和4年度末における減債基金の残高は約21億7千万円となる見込みである。

いずれの基金も、基金の積立て及び取崩しについては、条例に定められた目的に従い、引き続き適正に運用を行っている。

なお、令和3年度及び令和4年度において財政基金及び減債基金の取崩しが生じていないのは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付や令和3年度の普通交付税の大幅な増額など、



コロナ禍の影響を大きく受け  
たことが大きな要因と分析し  
ている。

令和5年度においては、財  
政基金及び減債基金を約11億  
円取り崩す予算となっている  
など、決して本市の財政構造  
が改善しているわけではない  
ため、引き続き財政健全化に  
向けた取組を行っていく必要  
があると考えている。

②市として健全財政をつく  
り、将来にわたり持続可能な  
財政運営が可能となるよう、  
令和3年11月に、今後の財政  
健全化の目標や基本的な取組  
を定める「三木市財政健全化  
方針」を策定した。

この方針においては、財政  
健全化に向けた取組を着実に  
進め、令和8年度までに、収  
支の赤字補填のために財政基  
金を取り崩さない財政基盤の  
確立を目指すことを目標とし  
ている。

また、令和4年11月には、  
財政健全化に向けた今後の具  
体的な実行計画となる「三木

市財政健全化計画」を策定し  
た。

この計画において、今後10  
年間の財政収支の見通しにつ  
いてもお示ししているとお  
り、財政健全化の取組によ  
り、収支は改善するものの、  
それでもなお収支不足が続く  
ことが見込まれる。

そのため、市としては、今  
後の各年度の決算状況や社会  
経済情勢、国、県の動向など  
を見定めた上で財政健全化に  
向けた取組を継続していく。

○市の財政健全化の道筋は先  
が見通せない状況だと感じて  
おり、今後も引き続き、市の  
財政健全化の取組状況を注視  
したい。



## 令和4年度 政務活動費収支報告

政務活動費とは、議員が行う調査研究その他の活動に必要な経費の一部として市が支給する費用のことです。

三木市では、議員1人あたり年額12万円を会派（所属議員が1人の場合を含む）に対して交付しています。

(単位:円)

会派名	議員数(人)	交付決定額	執行額	左の内訳								戻入額	備考	
				調査研究費	研修費	広報費	広聴費	陳情・要請活動費	会議費	資料作成費	資料購入費			
公政会	4	470,000	459,518	420,468		39,050							10,482	令和4年5月(3人→4人)
よつ葉の会	4	480,000	436,801	432,280							4,521		43,199	
公明党	2	240,000	95,260		95,260								144,740	
日本共産党	2	240,000	185,190		154,430		7,200			11,110	12,450		54,810	
志公	2	240,000	188,389		188,389								51,611	
走政クラブ	1	120,000	0										120,000	
三木新党	-	120,000	0										120,000	令和4年4月会派解散
計	15	1,910,000	1,365,158	852,748	438,079	39,050	7,200	0	0	11,110	16,971		544,842	

## 全国市議会議長会より表彰



▲ 左から藤本幸作前議員、大眉均議員

6月14日に全国市議会議長会定期総会が開催され、本市議会から大眉均議員並びに前議員の藤本幸作氏が議員在職40年の功績を称えられ、表彰を受けられました。

6月16日の本会議で報告するとともに、議長室にて伝達式を行いました。



## パソコンやスマートフォンで 本会議や委員会をご覧になれます

本会議や委員会の様子を、インターネットで録画配信しています。配信日は、会議(本会議または委員会)の概ね2週間後からとなります。

「傍聴したいけど、市役所まで行くことができない」という方は、ぜひ一度ご覧ください。

録画映像は市議会のホームページで公開しています。



## あなたも議会を傍聴してみませんか？

次回定例市議会は下記の日程で行う予定です。  
ぜひ傍聴にお越しください。

9月 1日(金)	議案上程・市長提案説明
12日(火)	質疑・一般質問
13日(水)	
14日(木)	予備日
29日(金)	討論・採決等

本会議の様子をラジオ  
「エフエム三木」  
(76.1MHz)で  
生放送します



※いずれも午前10時から開催する予定です。  
詳しくは議会事務局までお問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

## 暑中見舞い等の禁止について

議員が選挙区内でのまつりや会合などへの祝儀、季節の贈答品などの寄付行為をしたり、暑中見舞いなど時候のあいさつ状を出すことは公職選挙法で禁止されています。  
市民の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

